

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工程関係	☐ 別途工事との工程調整が必要 (別途工事名：)	☐ 調整項目 (☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐ 制限する工種名 () 施工時期及び施工時間 () 施工方法 ()
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名 ()
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名 (☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 ())
	☐ その他 ()	☐ その他
用地関係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所 (☐ 別添図等 ☐ No. ~No. ☐ 別途協議) ☐ 完了見込み時期 (☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議)
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード (☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 仮設使用期間 () ☐ 仮設ヤードからの運搬距離 (L= km) ☐ 使用条件・復旧方法 ()
	☐ その他 ()	☐ その他
公害対策関係	☐ 施工方法の制限あり	☐ 制限項目 (☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉塵じん ☐ 排出ガス ☐ その他 ()) ☐ 施工方法等 (☐ 指定工法名 () ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 施工時期 ()
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目 (☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
		☐ 調査方法 (☐ 別途資料 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ その他 ()	☐ その他
安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 交通誘導警備員の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) (☐ 指定路線 ☐ 準指定路線 ☐ 指定路線・準指定路線以外 (☐ 配置人数()人 うち交通誘導警備員A ()人 ☐ 交通誘導警備員算出シートによる * 準用指定路線とは監督職員が指定路線（志摩市内では国道260号、県道伊勢磯部線）と同等と判断した路線 * 交通誘導警備員Aとは、交通誘導警備業務に関する一級検定・二級検定合格警備員 * 交通誘導警備員のうち1人は交通誘導警備員Aとしなければならない。ただし、指定路線・準用指定路線以外の路線において、交通 誘導警備員Aが配置できない場合は、監督職員の承諾を得て交通誘導警備員Bの者（ただし、交通の誘導・整理の実務経験3年以上）とできる。（その場合には変更対象とする。） ☐ 通誘導警備員の配置期間 (交通誘導警備員算出シートによる) ☐ 交通誘導警備員の交代要員 (☐ あり ☐ なし)
	☐ 近隣公共施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ・近接公共施設 (☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 ()) ・近接施設 (☐ 擁壁 ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他 ()) ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種 () ・制限内容 ()
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定	☐ 安全防護施設等の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 安全要員の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☒ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☒ 受注者は、工事の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☐ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督職員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☐ その他 ()	☐ その他

注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容 ☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 転用あり（ ）回 ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ）
	☐ 仮設備の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 施工方法（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他
建設発生土・産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ 受入地の条件（ ☐ 別添図等 ☐ 運搬距離（L= km） ☐ 受入料金あり ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）
	☐ 建設発生土受入地未定	☐ 受入地未定につき別途協議する。（ ☐ 運搬距離（L= km） ☐ その他（ ））
	☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☒ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☒ その他（蓄電池等）） ☒ 産業廃棄物の処分地（ ☐ 再生処分場 ☐ 最終処分場 ☐ 別添図書 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議（ ） 【注：特段の理由により処分地や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】
		☐ 処分地での処理費（ ☐ 計上あり（ ☐ 処理料 ☐ 押土整地 ☐ 被覆土） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 処分地の受入条件（ ）
	☐ その他（残土処分）	☐ その他（ ）
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ）） ☐ 移設時期 ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議（ ） ☐ 防護（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	☐ 提出書類あり	☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入効果の確認	
	☐ その他（ ）	☐ その他
再生材使用関係	☐ 再生材使用の指定あり	☐ 再生材の種類（ ☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他 ☐ 別途協議（ ）
	☐ 六価クロムの溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督職員と別途協議（認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ）） ☐ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。（認定製品の品名：間伐材製工事用バリケード・看板・掲示板）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 3

明 示 項 目	明 示 事 項		条 件 及 び 内 容	
その他	☐	工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	☐	保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	☐	現場発生品あり	☐	品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	☐	支給品あり		品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	☐	盛土材等工事間流用あり	☐	運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ） ） ☐ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ） ） 数 量（ ） 運搬距離（L= km）
	☐	現場環境改善費適用工事	☐	現場環境改善の内容（率分）（ ） ☐ 現場環境改善の内容（積上）（ ）
	☐	管路工事（既設管に係る施工条件）	☐	施工条件（ ☐ 断水施工（管内水压 ☐ あり ☐ なし ） ☐ 不断水施工 ） ☐ 既設管内水压（約 Mpa）
	☒	浄水場等施設における工事	☒	施工条件（ ☐ 浄水場等の運転調整あり ☒ 浄水場等の運転調整なし ）
	☐	その他（ ）	☐	その他（ ）
適用条件	☒	適用条件	☒ 三重県公共工事共通仕様書(令和6年7月版：令和7年7月一部改定版)を適用 ☒ 三重県公共工事共通仕様書第1編第1章1-1-1-3 設計図書の照査等に基づく照査を実施すること。 また、照査の実施において契約書第18条に該当する事実がない場合についても、その旨を監督職員へ報告すること。なお、監督職員の請求があった場合は、照査の実施ができる資料を提示すること。 ☒ 週休2日制工事に係る試行要領（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領（土木工事編） 令和8年7月を適用 ☐ 週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領（漁港漁場関係工事編） 令和8年7月を適用 ☐ 公共建築工事週休2日制試行要領 令和8年7月を適用 ☒ 週休2日制工事に関する経費補正 ☒ 経費補正なし（週休2日の達成状況に応じた経費補正は行わない。） ☐ 経費補正あり（週休2日の達成状況に応じて経費補正を行う。） ☐ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和8年4月改定版〕」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 設計変更を行う際には三重県設計変更ガイドラインを参考とする。 ☒ 設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドラインを参考とする。 ☐ その他（ ）	

注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 4

明 示 項 目	明 示 事 項		条 件 及 び 内 容	
電子納品	☐	工事写真	☐	工事写真は電子納品とする。電子媒体の提出部数は（ ☐ 2部 ☐ （ ☐ ）部）とする。
	☐	工事完成図書（工事写真含む）	☐	三重CALS電子納品運用マニュアル(令和7年7月改訂)を運用
産業廃棄物税	☒	産業廃棄物税	☒	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日まで の間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて 請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ 作成・登録	☒	工事カルテ作成・登録	☒	三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。（請負代金500万円以上）
建設副産物情報 交換システム	☒	建設副産物情報交換システム	☒	三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物及び発生土システム）にデータを入力すること。（副産物シス テムは請負代金100万円以上）
不当加入を受けた 場合の措置	☒	不当介入を受けた場合の措置	☒	暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこ れを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への 報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
社会保険等 未加入対策	☒	社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☒	適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に参加しているかどうかを確認す ること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。